

平成28年 5月16日

平成28年6月 建設工事に係る入札・契約制度 の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成28年6月から実施しますので、お知らせします。

県発注工事における現場代理人の常駐緩和

県発注工事における現場代理人の常駐緩和については、平成25年度から実施しており、平成28年4月から3件の工事（既契約工事を含む。）で現場代理人の兼務を認めているところですが、平成28年6月から当初請負代金の合計が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）未満の工事（既契約工事を含む。）について兼務を認めます。なお、当初請負代金の金額以外の要件については、変更ありません。

常駐緩和要件	旧	新
兼務可能件数	3件以内であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。	
当初請負代金	当初請負代金の合計が、2,500万円（建築一式工事は5,000万円）未満であること。	当初請負代金の合計が、3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例1： 従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例2： 従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	